

令和9年分「扶養親族等申告書」発送のお知らせ

- 令和9年分の「扶養親族等申告書」を、**10月1日から7日**にかけて順次発送します。

※令和9年2月以降にお支払いする年金の源泉所得税を計算するための書類です。

- 対象者は、東京都職員共済組合から支給する年金額が、下表の金額以上の方です。
- 遺族や障害の年金は非課税のため、申告書は送付しません。**

扶養親族等申告書をお送りする方

「老齢」または「退職」の年金のうち、共済組合から支給する年金額の合計（令和8年10月支給時点）が**次の金額以上の方**にお送りします。

年金を受給されている方の年齢（令和9年12月31日時点）	年金額
65歳未満（昭和38年1月2日以降に生まれた方）	98万円以上
65歳以上（昭和38年1月1日以前に生まれた方）で	
◆老齢基礎年金の受給対象の方	71万円以上
◆上記以外（退職年金、減額退職年金など）の方	148万円以上

提出期限は 令和8年11月6日（金）です

- 税制改正に伴い、個人住民税の課税対象となり得る方にも申告書をお送りしています。そのため、**昨年申告書が届いていなかった方にも、送付される場合があります。**なお、個人住民税について、詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- 申告書は**9月10日現在**で共済組合に登録されている情報をもとに作成しています。このため、住所変更された方については、変更時期や登録処理の状況によっては旧住所へ発送されることがあります。

扶養親族等申告書に関するお問い合わせ先（専用ダイヤル）

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター※

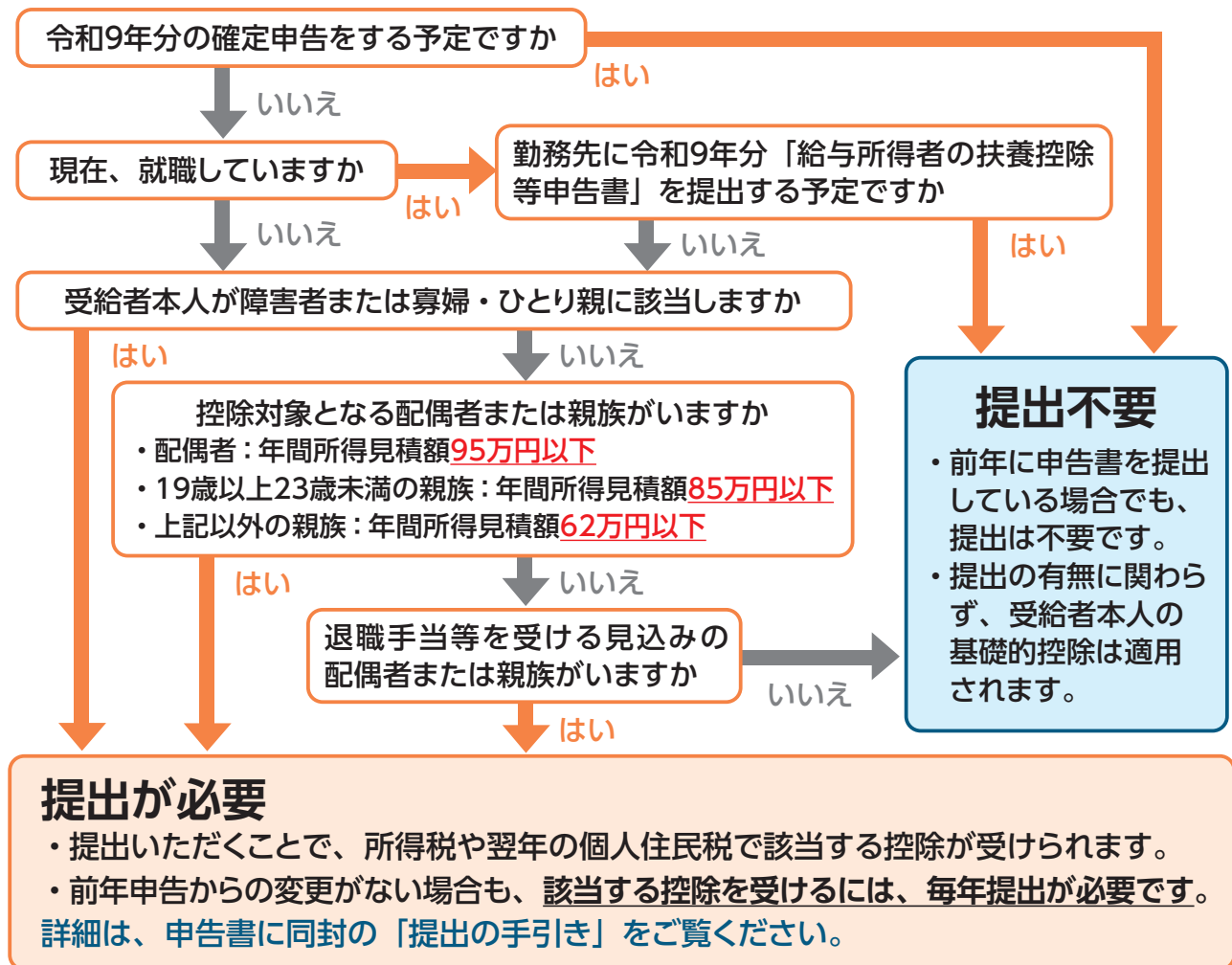
☎ 050-3819-0809

<開設期間> 令和8年10月1日（木）から同年12月28日（月）まで

<受付時間> 月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）
午前8時30分から午後5時30分まで

※ 当共済組合では、扶養親族等申告書に関する業務を事業者へ委託しており、上記期間中は扶養親族等申告書事務取扱センターを設置しています。
当センターでは扶養親族等申告書に関するお問い合わせのみ受け付けています。

申告書が届いた方でも、提出が不要となる場合があります。
下記の図でご確認ください。



扶養親族等申告書に関するよくある質問

Q1 扶養親族等申告書が届きません。なぜですか。

A1 以下のいずれかの理由が考えられます。

- ・申告書は、対象者となる方へ【10月1日～7日にかけて順次発送】しているため、まだお手元に届いていない場合があります。
- ・共済組合から支給する年金額が【2ページ「扶養親族等申告書をお送りする方」の表の金額未満】である場合は、申告書を送付していません。
- ・【遺族・障害の年金】は非課税（所得税を徴収しない）のため、金額にかかわらず申告書は送付していません。

Q2 昨年は令和8年分の「扶養親族等申告書」が送付されなかったため提出しませんでした。今年は令和9年分の「扶養親族等申告書」が送付されてきました。なぜでしょうか。

A2 税制改正に伴い、令和9年分の申告書は個人住民税の課税対象となり得る方にも送付しています。このため、昨年までは送付対象ではなかった方にも、申告書をお送りしている場合があります。

Q3 令和8年中の支給年金額が少ないため申告書が届いていないのですが、令和9年は支給年金額が基準以上になる見込みです。申告書を提出しなくていいですか。

A3 勤務先で扶養控除等を受けず、控除対象となる配偶者や扶養親族がいる場合や、ご本人が障害者、寡婦・ひとり親に該当する場合は、申告書を提出することで控除を受けられます。申告書の発行をご希望の方は、共済組合までご連絡ください。

Q4 介護保険の要介護認定を受けています。障害者控除を受けられますか。

A4 介護保険の要介護認定を受けているだけでは障害者控除の対象となりません。障害者控除を受けるには、市区町村等から「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、障害の区分や交付年月日等を申告書に記入してご提出ください。

共済組合ホームページにも、扶養親族等申告書に関するご案内を掲載しています。

◆東京都職員共済組合ホームページ <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
トップページ ⇒ 長期給付（年金） ⇒ 年金に関するよくある質問
⇒ 扶養親族等申告書に関するよくある質問（FAQ）



確定申告に必要な令和8年分源泉徴収票は、令和9年1月中旬に送付予定です。
（令和7年にご提出いただいた「令和8年分扶養親族等申告書」の内容が反映されます。）